

3.

「著しく事実に相違する」「著しく人を誤認させる」表示の判断

Q12 広告等が「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させる」表示である否かは、どのように判断するのですか？

[関連通知①第2の3参照]

Answer 1 「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させる」表示であるか否かの判断は、表示内容全体から消費者が受ける印象・認識が基準となります。

Answer 2 具体的に何が「著しく」に該当するかの判断は、個々の広告等に即してなされることとなります。例えば、一般消費者が広告等書かれた内容とその食品を摂取した場合に実際に得られる効果との相違を知っていれば、「その食品を購入することに誘い込まれることはない」と判断できる場合は、「著しく」に該当することとなります。

Answer 3 また、「事実に相違する」とは、広告等において強調されている表示と実際に得られる効果等が異なる場合をいいます。例えば、十分な実験結果等の根拠が存在しないにもかかわらず、「3ヶ月で○キログラムやせることが実証されています。」と表示する場合等がこれに該当します。

Answer 4 一方、「人を誤認させる」とは、広告等から認識することとなる健康保持増進効果等の「印象」や「期待感」と実際に得られる効果等に相違がある場合をいいます。例えば、根拠となる学術データのうち、その食品にとって不都合な箇所を無視し、有利な箇所のみを引用する場合等がこれに該当します。

